



平成 19 年 3 月 1 日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 和田 勇
(コード番号 1928 東証・大証・名証 市場第一部)

本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88 号

問い合わせ先

責任者役職名 執行役員
コーポレート・コミュニケーション部長
氏 名 山口 英大
代表TEL 06-6440-3111

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 1 日開催の取締役会において、取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定を行う旨の議案を、平成 19 年 4 月 26 日開催予定の当社第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、取締役及び執行役員に対する報酬制度について、当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、昨年より、年功的要素の強い退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション（新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする新株予約権）を、当社の取締役及び執行役員に対して割り当てることとしています。

会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行前の昨年においては、ストックオプションについて、株主以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続において当社株主総会の特別決議をいたしました。が、会社法施行後、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定につき付議するものです。

なお、本議案の承認可決後は、毎年、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条に基づき、当社取締役会の決議により株式報酬型ストックオプションを当社の取締役及び執行役員に対して割り当てる予定であり、その当社取締役に対する割り当てについては下記 2 (1) の額及び下記 2 (2) の内容の範囲内に限られることとなります。

取締役の員数は、平成 19 年 4 月 26 日開催予定の当社第 56 回定時株主総会において、取締役 1 名を選任する議案が承認可決されますと 13 名となります。

2. 議案の内容

- (1) 当社の取締役の報酬等の額は、平成 6 年 4 月 27 日開催の当社第 43 回定時株主総会において承認された月額総額 4,300 万円以内となっていますが、別枠として、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額 9,000 万円を上限として設ける旨の議案を付議するものです。

(2) 当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたします。

①新株予約権の総数

90 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 90,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

④新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 20 年以内とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社及び当社連結子会社の取締役（将来当社が委員会設置会社に移行した場合における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以上